

序章 策定にあたって

1. 都市計画マスタープランとは

1) 策定の目的

加賀市は、平成 17 年に旧加賀市と旧山中町の合併により誕生し、都市づくりの基本的な方針となる「加賀市都市計画マスタープラン」を平成 23 年に策定しました。その後、平成 31 年にマスタープランの改定を行い、将来都市像やまちづくりに関する方針に基づき、まちづくりを進めてきました。

一方で、今後、更に進むと予想される人口減少や少子高齢化社会、全国的に多発・激甚化している自然災害の発生など、私たちの生活を取り巻く環境は急速に変化しており、その対応が喫緊の課題となっています。

本市では、このような急速に変化する多様な都市課題に対応するため、「デジタルファースト（データ駆動型のまちづくり）」、「クリエイティブ（創造的なまちづくり）」、「スマートシチズン（市民との共創によるまちづくり）」の 3 つの戦略により、短中期で都市の利便向上の効果が発揮される「スマートシティ※」の実現に向け、本格始動しました。

これらの社会情勢の変化やスマートシティの視点のほか、具体的な防災対策を取り入れた都市づくりの方向性を見直し、新たな都市計画マスタープランを策定することで、誰もが安全に安心して暮らせ、地域個性が輝く、魅力あるまちづくりをめざします。

2) 都市計画マスタープランの役割

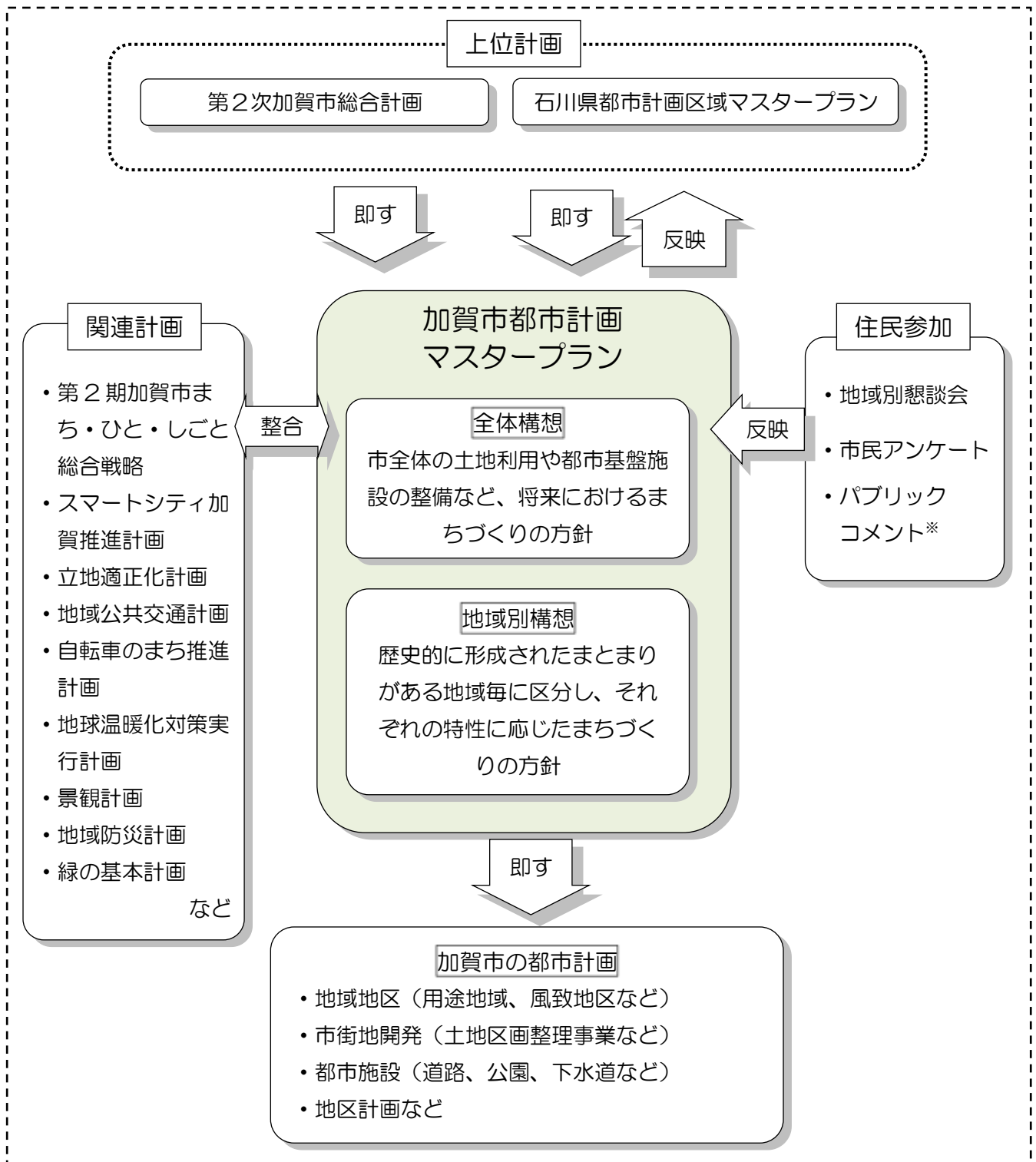
都市計画マスタープランは、長期的な視野に立ち、行政区域全体の将来像や土地利用を明らかにするとともに、各地域のまちづくりの方針を定め、本市の都市計画の総合的な指針としての役割を果たします。また、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立するほか、都市計画の指針として地域別の将来あるべき姿をより詳しく明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備の方針を明らかにします。

※スマートシティ:都市の抱える諸課題に対して、ICT 等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区。

3) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画における総合的な指針となるものであり、関連する個別計画と整合を図る必要があるとともに、具体的な都市計画を検討する際には、良好な都市の形成を図る上での上位計画として位置づけられます。

【都市計画マスタープランの位置づけ】



※パブリックコメント：公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。

2. 対象年次等

1) 計画の対象範囲

本プランの対象とする区域は、加賀市の全域とします。

2) 計画の目標年次

都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した計画であることから、本プランの目標年次は、最新の国勢調査である令和 2 年（2020 年）の 20 年後となる 2040 年とします。

3) 計画の改訂

おおむね 5 年毎に行われる都市計画基礎調査に基づき、本プランの前提となる諸条件（基本目標値など）のチェックを行い、その変化に応じて柔軟に内容を見直します。なお、加賀市総合計画が改定される場合は、内容の調整を図り、本プランも改定します。

3. 策定体制

本プランでは、学識経験者や各種団体の代表などからなる「加賀市都市計画マスタープラン及び加賀市立地適正化計画策定委員会」及び庁内関係課の職員で構成されている検討部会等において検討し、加賀市議会や加賀市都市計画審議会への説明及び意見聴取を経て策定します。

また、市民アンケート調査や地域別懇談会、パブリックコメントにより、市民の意見を計画へと反映します。

【本計画の策定体制】

